

独立行政法人自動車事故対策機構インターネット適性診断システム利用規約

平成20年6月2日
理事長達（安全）第16号

改正 平成20年 8月11日 平成20年理事長達（安全）第20号
改正 平成21年12月14日 平成21年理事長達（安全）第22号
改正 平成24年 9月14日 平成24年自対機安全第100号-1
改正 平成26年 3月27日 平成26年理事長達（安全）第12号
改正 平成28年 1月 4日 平成28年理事長達（安全）第 2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 システムの利用（第3条-第9条）
- 第3章 システム利用契約（第10条-第19条）
- 第4章 システムの管理（第20条-第25条）
- 第5章 障害時の対応等（第26条-第28条）
- 第6章 利用料金等（第29条-第35条）
- 第7章 個人情報の保有等（第36条-第38条）
- 第8章 雑則（第39条・第40条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）が運営するインターネット適性診断システムの利用に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 適性診断 独立行政法人自動車事故対策機構業務方法書（平成15年機構規程第1号）第5条第1項に規定するものをいう。
- (2) ナスバネット 機構がデータセンターに設置するサーバ・システムとシステム利用契約者が設置する利用者システムの端末とをインターネット接続し、これらを用いて、機構が、システム利用契約者が雇用する運転者等（以下「受診者」という。）に対して、

適性診断を行うためのインターネット適性診断システムをいう。

- (3) データセンター ナスバネットの利用に必要な管理、保管及び集計等を行うサーバ・システムを設置する施設をいう。
- (4) システム利用契約 ナスバネットを利用するために締結する、機構とナスバネットを利用する者との間の契約をいう。
- (5) システム利用契約者 機構との間でシステム利用契約を締結する契約当事者をいう。
- (6) 利用者システム ナスバネットを利用するために、システム利用契約者が自己の責任において設置する電子計算機を用いた端末その他の機器で、インターネットに接続されるものをいう。
- (7) 診断端末 利用者システムを構成する端末で、受診者が適性診断を受診するために利用する端末をいう。
- (8) 管理端末 利用者システムを構成する端末で、診断端末以外の端末をいう。
- (9) ネットワーク基幹網 ナスバネットにおいて使用するネットワークでインターネット以外のものをいう。
- (10) インターネット接続 利用者システムとデータセンターに設置されるサーバ・システムとの間の電子情報の送受信のための接続を、インターネットを用いる方法をいう。
- (11) 電文 利用者システムとデータセンターに設置されるサーバ・システムとの間で送受信される電子情報をいう。
- (12) パッケージソフト 利用者システムを構成する端末において使用されるソフトウェアで、第3条に規定する業務を処理するために機構が提供するものをいう。
- (13) ソフト利用認証キー 診断端末においてパッケージソフトを利用するために必要な認証キーをいう。当該認証キーの方式としては、dongleを用いる方式又はインターネット認証を用いる方式がある。
- (14) ヘルプデスク システム利用契約者からの障害発生時の連絡及び各種の問い合わせ等に対応するため機構が設置する相談窓口をいう。
- (15) 電文送受信仕様 利用者システムとデータセンターに設置されるサーバ・システムとの間で電文を送受信するために機構が定める仕様をいう。
- (16) MAC アドレス インターネット接続において、各診断端末及び各管理端末を特定するために設定されている LAN カード固有の識別符号をいう。
- (17) 利用者コード等 機構がシステム利用契約者を特定するために付与する利用者コード（事業者コード及び ID を含む。以下同じ。）、パスワード等の記号情報をいう。

第2章 システムの利用

(ナスバネットにより提供するサービス)

第3条 機構がナスバネットによりシステム利用契約者に提供するサービスは、別表に掲げるものとする。

(診断端末及び管理端末の仕様及び利用条件)

第4条 利用者システムを構成する診断端末及び管理端末は、別に定める仕様以上の機能を有するものとする。

- 2 システム利用契約者は、診断端末及び管理端末に適切なウイルス対策を施すとともに、端末が正常に機能するよう適切な保守管理を行わなければならない。
- 3 システム利用契約者は、ナスバネットの利用にあたっては機構が別に定めるナスバネット利用マニュアルに記載してある注意事項を厳守するものとする。
- 4 システム利用契約者は、ナスバネットを利用して受診者に適性診断を受診させるときは、受診者の本人確認を含め受診者に適正に適性診断を受診させるものとする。
- 5 システム利用契約者は、ナスバネットの利用のみに診断端末及び管理端末を用いることとする。

(電文の別媒体での提供)

第5条 電文送受信仕様に定められた電文を取り出すことができないことがあらかじめ分かっている場合で、システム利用契約者が当該電文の保存を希望する場合は、機構は、システム利用契約者の申込みにより、当該電文を別媒体に保存のうえ、システム利用契約者に有償で提供するものとする。

(パッケージソフト等の使用)

第6条 パッケージソフトの提供を受けた者は、一のパッケージソフトを一の端末に限り使用することができる。

- 2 ソフト利用認証キーの提供を受けた者は、一のソフト利用認証キーを一の診断端末に限り使用することができる。
- 3 ドングル方式のソフト利用認証キーの提供を受けた者は、当該ドングルを毀損又は紛失しないよう適切な管理を行わなければならない。
- 4 パッケージソフト及びソフト利用認証キー（以下「パッケージソフト等」という。）の提供を受けた者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) パッケージソフト等の複製、複写又は改変
 - (2) パッケージソフト等又は前号の行為により取得したものの貸与又は譲渡
- 5 ソフト利用認証キーの提供を受けた者は、当該ソフト利用認証キーを毀損又は紛失させた場合にあっては、機構に対し書面により速やかに届け出なければならない。
- 6 パッケージソフトの提供を受けた者は、パッケージソフト導入中の端末の入替又は廃棄を行う場合、事前に機構に連絡しなければならない。機構は、現在使用中の端末のパッケージソフトを消去した上で、入替の場合には新しい端末にパッケージソフトを提供

する。

(ヘルプデスクの利用)

第7条 システム利用契約者は、機構が設置するヘルプデスクを利用することができる。

2 機構は、システム利用契約者のヘルプデスクの利用に対応するため、診断端末及び管理端末の仕様に係る詳細情報を確認し、保存するものとする。

3 ヘルプデスク及びその他の相談窓口についての詳細は、機構が別に定めるものとする。

(接続試験)

第8条 システム利用契約者及び機構は、システムの利用開始に先立ち両関係者立ち会いの下、利用者システムの動作検証等の接続試験を行い、第3条に規定するサービスが適正に処理されることを確認しなければならない。

2 システム利用契約者が第11条第3項の規定による利用契約の変更の申込みを行った場合において、機構が必要と認めるときは、前項の規定を準用する。

3 前項の場合のほか、機構が必要と認める場合は、第1項の規定を準用する。

(ナスバネット運用時間)

第9条 ナスバネットの運用時間は、次項のメンテナンスの時間を除く終日とする。

2 機構は、電源設備の法定点検等のメンテナンス作業を行う場合は、システム利用契約者に事前に周知するものとする。ただし、あらかじめ作業時間を設定できない場合は、可及的速やかに連絡するものとする。

第3章 システム利用契約

(システム利用契約)

第10条 システム利用契約は、ナスバネットを利用しようとする者が利用の申込みを行い、機構がこれを承諾することによって成立するものとする。

2 システム利用契約の変更は、システム利用契約者がシステム利用契約の変更の申込みを行い、機構がこれを承諾することによって成立するものとする。

(システム利用契約の申込み方法等)

第11条 システム利用契約の申込みは、「ナスバネット利用申込書」（第1号様式）を機構に提出して行うものとする。

2 機構は、「ナスバネット利用申込書」のほか、必要に応じ、その他参考となる資料について提出を求めることができる。

3 「ナスバネット利用申込書」における「契約印を押印した申込者に関する情報」又は「使用環境に関する情報」（14番～16番）を含む変更の申込みは、「ナスバネット利用契約変更申込書」（第2号様式）を機構に提出して行うものとする。

(システム利用契約者の事業所（営業所）に関する情報等の変更)

第12条 「ナスバネット利用申込書」における「事業所（営業所）に関する情報」（1番～4番）、「管理責任者に関する情報」（5番～10番）又は「利用料金請求先に関する情報」（11番～13番）に変更があった場合は、「ナスバネット利用契約変更届出書」（第3号様式）を機構に対し速やかに届け出るものとする。

（共同してシステムを利用する場合のシステム利用契約）

第13条 一の利用者システムを複数の者で共同して利用（以下「共同利用」という。）しようとする場合の第11条第1項の申込みは、当該共同利用しようとする申込者の代表となる者（この条において「代表者」という。）が行うものとし、代表者以外の申込者の代表に対する委任状を添付するものとする。（第9号様式）

2 共同利用を行うシステム利用契約者は、システム利用契約に基づき生じる義務につき連帯して責任を負うものとする。

3 第1項の代表者を変更する場合には、新たに代表となる者（この項において「新代表者」という。）は、新代表者以外のシステム利用契約者の新代表者に対する委任状を添付のうえ、機構に対し速やかに書面で届け出るものとする。

4 共同利用を行う際に必要なその他の事項については、機構が別に定める。

（システム利用契約の申込みの承諾等）

第14条 第11条第1項の申込みに対する承諾は、「ナスバネット利用承諾書」（第4号様式）により行うものとする。当該承諾は、「ナスバネット利用申込書」に記載の申込者事務所の所在地を管轄する主管支所又は支所の支所長（主管支所長を含む。以下同じ。）が行うものとする。

2 第11条第3項の申込みに対する承諾は、「ナスバネット利用契約変更承諾書」（第5号様式）により前項の支所長が行うものとする。

3 支所長は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約又はその変更の申込みを承諾しないことができる。

（1）独立行政法人自動車事故対策機構適性診断業務実施規程（平成15年機構規程第20号。以下「実施規程」という。）第12条に掲げる手数料（以下「適性診断手数料」という。）を滞納し、又は滞納するおそれがある場合

（2）その他機構の業務の遂行上適当でないと認められる場合

4 支所長は、前項の規定により承諾をしないときは、その理由を書面で当該申込者に通知するものとする。（第6号様式）

（システム利用契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第15条 システム利用契約者は、第16条第3項に該当する場合を除き、システム利用契約に基づくナスバネットを利用する権利を譲渡してはならない。

（システム利用契約者の地位の承継）

第16条 システム利用契約者について相続があったときは、相続人は、システム利用契約者の地位を承継する。

- 2 システム利用契約者となっている法人について合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併前の法人に係るシステム利用契約者の地位を承継する。
- 3 システム利用契約者となっている法人についてナスバネット利用に係る事業の営業譲渡があったときは、当該事業を譲り受けた法人は、当該事業を譲り渡した法人に係るシステム利用契約者の地位を承継する。
- 4 前3項の規定に基づき、システム利用契約者の地位を承継した者は、速やかにシステム利用契約者の地位を承継した旨の書面を機構に提出するものとする。
- 5 第1項の場合において、相続によりシステム利用契約者の地位の承継をした者が2人以上あるときは、その者のうち1人を代表者と定め、これを前項の書面に併記して機構に届け出るものとする。
- 6 前項の規定による代表者の届出がないときは、相続によりシステム利用契約者の地位を承継した者のうち1人を代表者として機構が指定する。
- 7 第5項又は前項の代表者を変更するときは、機構に届け出るものとする。
- 8 第5項又は第6項の代表者は、機構に対してシステム利用契約者を代表するものとする。

(ナスバネットの利用の停止又は制限)

第17条 機構は、システム利用契約者に対し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、機構の催告にもかかわらず、なお是正措置を講じない場合には、ナスバネットの利用を停止又は制限することができる。

- (1) 第6条の規定に反し、パッケージソフト等を不正使用した場合
- (2) 第22条第2項の規定により機構が指示した必要な措置を講じない場合
- (3) 第25条に規定する規約遵守状況監査を正当な理由なく拒否した場合
- (4) ナスバネットを法令又は公序良俗に反する目的で現に使用し、又は使用しようとした場合
- (5) システム利用契約又はその変更の申込みにおいて、虚偽の事項を記載したことが認められた場合
- (6) 第29条に規定する料金の滞納がある場合
- (7) その他ナスバネットの運用において現に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがある場合

2 機構は、前項の規定によりナスバネットの利用の停止又は制限しようとする場合には、あらかじめ書面により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、通知することなく、システムの利用を停止又は制限することができる。

(機構の解除権)

第18条 機構は、システム利用契約者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、システム利用契約を解除することができる。

- (1) 前条の規定によるナスバネットの利用の停止又は制限が行われた後、1月を経過してもなおその原因となる事由につき改善措置を講じない場合
 - (2) 前条の規定によるナスバネットの利用の停止又は制限の措置を繰り返し受けた場合
 - (3) 故意又は重大な過失によりナスバネットに障害を生じさせた場合
 - (4) その他ナスバネットの利用を継続することが機構の業務の遂行上適当でないと認められる場合
- 2 前項に規定する場合のほか、システム利用契約者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、機構はシステム利用契約を解除することができる。
- (1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、国税滞納処分その他これらに類する公権力に基づく処分を受け、又は会社整理、会社更生手続、特別清算、民事再生手続若しくは破産を申し立てあるいは申立を受けた場合
 - (2) 監督官庁から事業の停止又は許可の取消しの処分を受けた場合
 - (3) 事業の廃止又は解散の決議をした場合
 - (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受けた場合
- 3 前2項の規定に基づきシステム利用契約を解除しようとする場合は、機構はシステム利用契約者に対し、その旨を書面で通知するものとする。（第7号様式）
- 4 本条又は次条によりシステム利用契約を解除する場合は、システム利用契約者はすべての診断端末及び管理端末にインストールされているパッケージソフトを完全に消去するとともにdongleを用いる方式のソフト利用認証キーを機構に返却しなければならない。
- 5 前項の場合であってシステム利用契約者が借り受けていたdongleを用いる方式のソフト利用認証キーを機構に返却しなかったときは、機構は当該システム利用契約者に対し当該ソフト利用認証キーの再取得に必要な費用（1本5万円、消費税別）及びそれに附随する諸費用を求償することができる。

（システム利用契約の解除）

- 第19条 システム利用契約者がシステム利用契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1月前までに、「ナスバネット利用契約の解除通知書」（第7号様式）を機構に提出するものとし、当該解除しようとする日をもってシステム利用契約は解除される。

第4章 システムの管理

（機構の保守義務）

- 第20条 機構は、次の各号について、システム利用契約者の利用に支障のないよう維持及び整備をし、その仕様に基づく性能を保持するものとする。
- (1) データセンターに設置されているナスバネットの利用に必要なサーバ・システム及

びその他の関連機器

(2) 前号のサーバ・システムとインターネットを接続する回線

(3) ネットワーク基幹網

(MAC アドレス)

第 2 1 条 機構は、システム利用契約者の利用者システムの利用状況を管理するために診断端末及び管理端末の MAC アドレスを確認し、保存するものとする。

(セキュリティ対策)

第 2 2 条 システム利用契約者は、機構が別に定めるセキュリティ対策を講じなければならない。

2 機構は、システム利用契約者が当該セキュリティ対策を講じていない場合、又は講じないおそれがあると認められる場合には、システム利用契約者に対し必要な措置を講ずることを指示することができる。

3 前項の規定により機構が指示した必要な措置をシステム利用契約者が講じない場合には、機構は当該システム利用契約者の利用者システムに係る MAC アドレスを有する端末の利用を停止することができる。

4 前項の規定により当該 MAC アドレスを有する端末の利用を停止しようとする場合には、支所長はあらかじめ書面により通知するものとする。(第 8 号様式)

(管理責任者の設置)

第 2 3 条 システム利用契約者は、前条のセキュリティ対策及びシステム利用契約に関する業務を統括するための管理責任者を指名し、機構に届け出るものとする。

2 前項の届出の内容に変更がある場合は、システム利用契約者は、速やかに機構に届け出るものとする。

(通信の監視)

第 2 4 条 機構は、ナスバネットの安全を確保するためナスバネットに係る通信状況を監視又は記録することができる。

(規約遵守状況監査)

第 2 5 条 機構は、システム利用契約者に対し事前に通知し、その同意を得た上で、本規約の遵守状況に係る監査(以下「規約遵守状況監査」という。)を行うことができる。

2 システム利用契約者は、正当な理由なく、規約遵守状況監査を拒否することはできない。

3 機構は、規約遵守状況監査の結果についてシステム利用契約者に通知するものとする。

4 システム利用契約者は、規約遵守状況監査の結果、改善を要する事項の指摘を受けた場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

第 5 章 障害時の対応等

(障害発生時の対応)

第26条 システム利用契約者は、ナスバネットの機能に異常を認めた場合は、機構に対し直ちにその旨を通知するものとする。ただし、当該異常が機構の休業日及び開業時間外に発生した場合には、翌開業日に速やかに連絡するものとする。

2 機構は、前項に規定する通知を受けたときは、異常の原因となった障害の発生箇所の特定を急ぎ、発生箇所に応じ次のとおりに措置するものとする。

(1) 障害の発生箇所が第20条各号に規定する箇所であると認められる場合

機構は、速やかに障害を復旧させるために必要な措置を講じる。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

機構は、システム利用契約者に対し、その旨及びシステム利用契約者の責任において復旧するよう通知する。

3 前項第2号の通知を受けたシステム利用契約者は、復旧が終了したときは、速やかにその旨及び障害の内容を機構に報告するものとする。

(非常事態発生等の場合における利用の制限)

第27条 機構は、天災、事変その他の非常事態の発生又はナスバネットの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、ナスバネットの利用を停止又は制限することができる。

2 機構は、ナスバネットの利用が著しく輻輳した場合には、ナスバネットの利用を制限することができる。

(インターネット接続の場合の電文の遅延等)

第28条 インターネット接続の場合において、インターネット上で電文の遅延、破損又は滅失があったときは、機構は一切の責めを負わないものとする。

第6章 料金等

(料金の支払)

第29条 システム利用契約者は、次に掲げる料金を機構に支払うものとする。ただし、共同利用を行う場合においては、共同利用を行うシステム利用契約者の代表者が料金の全額を支払うものとする。

(1) 適性診断手数料

(2) 第5条の規定に基づく電文の別媒体による提供を受けた場合の料金

(3) その他機構が別に定める利用料金

2 システム利用契約者及び共同利用を行う場合の代表者は、前項に規定する料金を、機構が別に定める方法により、機構が指定する支払期限までに支払うものとする。

3 支所長は、適性診断手数料の支払方法について管轄する地域における関係団体との固有の取り決めがある場合には、前項に規定する機構が定める方法とは別にシステム利用

契約者と当該取り決めに考慮した支払い方法について覚書を締結することができる。

4 システム利用契約者は、前項の覚書を締結したときは、当該覚書に従って料金を支払うことができる。

(適性診断手数料の支払を要しないシステムの利用)

第30条 システム利用契約者の責めに帰すべき理由でない理由により、電文が破損又は滅失された場合において、システム利用契約者が、当該破損又は滅失された電文を、再度、取出すために行った業務として機構が指定するものについては、適性診断手数料の支払を要しないものとする。

(利用者コード等を用いて行われたシステムの利用)

第31条 利用者コード等を用いて行われたナスバネットの利用は、当該利用者コード等の不正使用その他の事故が発生した場合であっても、当該利用者コード等の付与を受けたシステム利用契約者が行ったものとみなす。

(パッケージソフトの不正使用に係る違約金の負担)

第32条 システム利用契約者は、第6条の規定に反し、パッケージソフト等を不正使用した場合には、適性診断手数料に当該不正使用に係るパッケージソフト等の数を乗じて得た額に不正利用回数の3倍を乗じて得た額に相当する額を、違約金として、機構が指定する支払期限までに機構に支払うものとする。

(ソフト利用認証キー紛失等に係る費用の負担)

第32条の2 機構は、システム利用契約者が第6条の規定に反してソフト利用認証キーを毀損又は紛失した場合には、当該システム利用契約者に対して当該ソフト利用認証キーの再取得に必要な費用（1本5万円、消費税別）及びそれに附随する費用を求償することができる。この場合において、システム利用契約者は、機構より当該費用について求償されたときは機構が指定する支払期限までに機構に支払わなければならない。

(消費税相当額の支払)

第33条 システム利用契約者が、第29条第1項第2号及び第3号の料金並びに第32条に規定する違約金を機構に支払う場合には、当該料金及び違約金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を併せて支払うものとする。

(端数の処理)

第34条 この規約により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(免責事項)

第35条 システム利用契約者がインターネットを經由して送受信した電文又はシステム利用契約者の依頼に基づきナスバネットからインターネットを經由してシステム利用契約者の利用者システムに送信した電文により、第20条に規定する機構の保守義務の範

囲外で発生したトラブルや損失、損害に対して、機構は一切の責任を負わないものとする。

第7章 個人情報の保有等

(個人情報の収集・保有)

第36条 機構は、システム利用契約者の利用者システムを介して実施する適性診断において、ナスバネットの画面上に表示される「適性診断受診における個人情報の取扱いについて」のとおり受診者に情報の取扱いについて説明し、内容に同意を得た上で以下の情報を収集する。

- (1) 受診申込画面に入力された氏名、年齢、生年月日、事業者名、営業所名、実施する適性診断の種類、適性診断のための運転諸特性の測定の実施日、カウンセリング実施日、写真データ（受診申込時にシステム利用契約者の写真を撮影した場合に限る。）等
- (2) 適性診断実施のために測定された受診者データ（運転諸特性の測定結果、安全運転助言・指導の記録等）
- (3) その他、適性診断実施に合わせて実施されるアンケートの回答

- 2 機構は、適性診断を実施するにあたり収集したシステム利用契約者及び受診者に関する情報を、独立行政法人自動車事故対策機構の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成17年機構規程第7号）及び独立行政法人自動車事故対策機構適性診断業務実施要領（平成15年理事長達第28号）の規定に従い、機構の所定の保護措置を講じて、一定期間保有するものとする。

(個人情報の利用)

第37条 機構は、適性診断を実施するために必要な場合、前条第1項に定める受診者の個人情報を、職員及び実施規程第18条の規定により理事長が委嘱した適性診断専門委員に利用させることができる。

- 2 機構は、受診者の受診データ、システム利用契約者及び受診者によるアンケートの回答を、個人を特定できない形式により統計的に処理し、適性診断の質の向上を図るための分析に用いることができる。

(収集した情報の第三者への提供について)

第38条 機構は、次に掲げる場合を除き、第36条第1項に定める受診者の個人情報及び企業安全風土に係るシステム利用契約者を特定できる情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づき第三者への提供を行う必要がある場合
- (2) 第三者への提供についての同意を受診者から得ている場合
- (3) 各手続において収集した個人情報の処理に関わる業務を、利用目的の範囲内において

て、業者等（個人情報の適切な管理を行う能力を有する者に限る。）に委託する場合
2 機構は、システム利用契約者の利用者システムを介して実施する適性診断における各
手続において、第三者への提供を明らかにしている場合には、前項の規定にかかわらず、
個人情報を第三者に提供することができる。

第8章 雑則

（合意管轄裁判所）

第39条 システム利用契約に関連して機構とシステム利用契約者間に生ずる訴訟につい
ては、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所と定める。

（その他）

第40条 この規約に定めのない事項については、機構とシステム利用契約者との間で別
途協議のうえ決定する。

附 則

この規約は、平成20年6月2日から施行する。

附 則（平成20年 理事長達（安全）第20号）

この規約は、平成20年8月11日から施行する。

附 則（平成21年 理事長達（安全）第22号）

この附則は、平成21年12月14日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成24年 自対機安全第100号－1）

この規約は、平成24年9月14日から施行する。

附 則（平成26年 理事長達（安全）第12号）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 理事長達（安全）第 2号）

この規約は、平成28年1月4日から施行する。

別表 ナスバネットが提供するサービス（第3条関係）

番 号	サービス内容
1	適性診断受診機能（機構が定める診断の種類及び測定方法に限る。）
2	適性診断受診結果に係る適性診断票及び指導要領を印刷する機能
3	適性診断受診状況を管理し、利用明細等を表示し確認する機能
4	適性診断結果等を利用した点呼を行い、点呼簿を作成し印刷する機能
5	安全マネジメント等の自動車事故防止に係る情報を閲覧する機能
6	システム利用契約者に係る企業安全風土を診断し評価する機能
7	その他機構が独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第3条の目的に適合するサービスを追加した場合には、当該機能